

国立大学法人和歌山大学グローバル化推進委員会規程

制 定 平成27年 9月28日  
法人和歌山大学規程 第1696号  
最終改正 令和 4年 3月30日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学組織規則第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学グローバル化推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際連携教育課程又は国際連携プログラムの編成に関する事項
- (2) 海外の大学・研究機関等との教育研究連携及び学術交流協定並びに学生交流協定に関する事項
- (3) 教職員の海外派遣方針に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 国際化担当の理事
- (2) 学部長または学部長を代理する者
- (3) 国際イニシアティブ基幹を代表する者
- (4) その他委員会が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(開会)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(メール審議)

第7条 委員長は必要に応じて、電子メールによる審議（以下「メール審議」という。）を行うことができる。

2 メール審議の議決にあつては、第6条を準用する。

3 委員長は、メール審議の結果確定後、速やかに結果を委員に告知しなければならない。

(監事)

第8条 監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、国際交流課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

## グローバル化推進委員会規程

この規程は、平成27年9月28日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1777号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1912号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2232号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2292号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月3日一部改正：法人和歌山大学規程第2297号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2439号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。